

**引越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！**

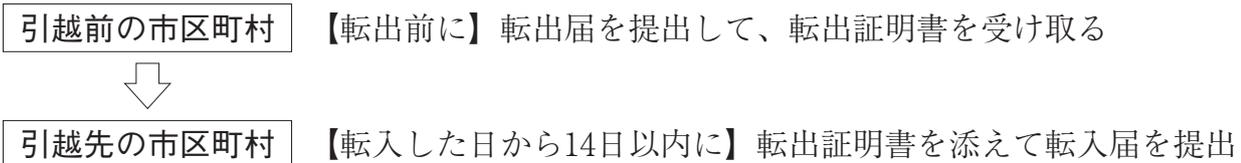
住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録など各種行政サービスを受けるために必要な手続きです。入学、就職、転勤などによる引越しで、住所を異動される方は、速やかに住所変更の届出を行ってください。

また、虚偽やなりすましなどの不当な届出を防止するため、受付する際に届出人の本人確認をさせていただきますので、氏名などが確認できる書類（A書類1点または、B書類2点）をご持参ください。

A書類	顔写真付きの身分証明書 （運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳など）
B書類	「氏名、生年月日」または、「氏名、住所」が記載されている書類 （健康保険証、介護保険証、国民年金手帳、医療受給者証、年金証書、社員証、学生証など）

○住民票の住所変更について

<他の市区町村に転出・転入される場合>



<同一の市区町村内で転居される場合>

住民票のある市区町村 【転居した日から14日以内に】 転居届を提出

○マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード（個人番号カード）」などの住所変更について

マイナンバーをお知らせする「通知カード」



身分証明書となる「マイナンバーカード（個人番号カード）」



マイナンバーの「通知カード」「マイナンバーカード（個人番号カード）」「住民基本台帳カード」については、住所を最新のものにする必要がありますので、住所の異動手続きと合わせて、カードの住所変更の届出を行ってください。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：熊谷